



安齋正弘

福島県生まれ。木耐協設立当初から技術顧問として組合員の指導や技術開発を行う。2007年国土交通大臣表彰。趣味は社交ダンス

◎今号のテーマ

一般診断法 補強計画 についての考察

(指針編P.126)

地盤について、不同沈下を防ぐため、地盤改良とありますが、具体的にどのような方法があるのでしょうか?

Q6.2

地盤補強には、置換工法、浅層改良処理工法、小口径杭工法、深層混合処理工法など各種工法があり、日本建築学会の「小規模建築物基礎設計指針」などを参照してください。

A

考察

上記各工法のほか、例えば斜面地盤の安定では、「アース・アンカー」等も挙げられるでしょう。いずれにしても大切なことは、「地盤調査」が欠かせず、現況地盤の正しい情報を得ることからスタートしなければなりません。このような

場合の実施計画時には「近隣データ」ではなく、必ず「当該地のデータ」を使用するようにして下さい。

熊本地震でも指摘されていますが、特に「盛土」部分への対応は慎重にしたいものです。

一般診断法において、不明な壁は現状調査に限って使用できるとのことですが、補強設計で耐震の範囲外の不明な壁をそのまま評価してはいけませんか?

Q6.3

一般診断法にて補強計画を立案する場合、現状診断で不明な壁として2.0kN/mの耐力評価した既存壁は、補強後診断においても同様に2.0kN/mの耐力を有する壁として算入してよいのでしょうか?

追加調査により不明な壁の仕様を特定するか、補強するなどして、補強設計では不明な壁をなくすようにして下さい。

A

補強設計では不明な壁のままでの評価は出来ません。

考察

良く勉強された方の質問と思われませぬ。ところで質問前段の「…耐震の範囲外…」とあるのは「…補強の範囲外…」の誤りではないでしょうか?(このQ&Aにとっては、大意には影響ないので、どちらでも構いませんが、)

この質問に関する回答の根拠となる文章は、「解説編.P.4」の【解説】文中の中ほど、「なお、」から始まる3行分の解説でご理解いただけるのではないのでしょうか。

〈現況時〉の診断と、〈補強後〉の診断には明確に違いがあることが判ります。「現況」で許容される「不明・推定・想定」も、「補強時」においては許されない、ということですね。回答文に「類推できる場合を除き、」とことわりがありますが、ここで言う類推とは、「他の部位から、容易に類推できる」根拠となるべき事実が存在していなければなりません。精密Iでの「診断専用」とは全く意味が異なりますのでご注意ください。

「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の質問・回答集の確認
そう言えば最近気になることがある。街なかを歩く人々を何気なくみていて、ふと感じた。「何か最近の人達は、あまり腕を振って歩いているいなあ……」。どうしたんだらう? なにか元気がなく見えるし、姿勢もあまり良くは思えない。小学校の運動会の入場行進までは期待しませんが、もう少し姿勢を正して、腕を振って歩く、凛とした日本人であって欲しいと思う。皆さん、「お疲れ」なのかなあ。さあ、もっと元気を出しましょう!
さて、今月もこの回答集をめくり、内容・趣旨を確認し日々の実務に活かして参りましょう。日本建築防災協会に掲載されている文章は、下記ホームページアドレスから直接ご覧ください。
〔注〕紙面の都合上HPに掲載されている文章から、趣旨を外さない程度に表現を変えています。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/kodate/wquest.html>